

奈良市寺山霊苑納骨堂 利用の手引き

奈良市 市民部 斎苑管理課

禁無断転載・複写

令和7年10月1日

はじめに

この利用の手引きは、奈良市寺山霊苑納骨堂の利用について定めるものです。
ご利用に際しては、本内容をご理解いただき、これを遵守して下さい。

施設概要

- ・ 名 称 : 奈良市寺山霊苑納骨堂
- ・ 所 在 地 : 奈良市白毫寺町 984 番 3
- ・ 構 造 : 鉄筋コンクリート造平屋建て
- ・ 施設内容 : 納骨堂、参拝スペース、応接室、駐車場
- ・ 収 蔵 数 : 20,000 体

サービス概要

- ・ 収蔵方法 : 2.3 寸（直径約 7.5 cm×高さ約 8cm）の骨壺に収めて個別に収蔵します。
※骨壺は市で準備します
- ・ お預かり期間 : 無期限。
ただし、ご遺族からの申し出によりお預け後 15 年間はお返却いたします。
- ・ 申請区分 : 1) 通常申請・・・収蔵するご遺骨をお持ちの方
2) 生前申請・・・自己の焼骨の収蔵を目的とし、申請日に成年（18 歳以上）に達している方
- ・ 使用料 : 1) 市内 8 万円
(申請者が市内に住所を有する場合または、
死亡時に本市に住所を有した人の焼骨である場合)
2) 市外 15 万円 (上記 1「市内」に該当しない場合)
上記使用料には、ご遺骨を無期限でお預かりする費用と納骨に使用する
2.3 寸の骨壺の費用が含まれています。年会費などの追加費用は不要
です。

申請方法

1. オンライン

下記QRコードの読み取り、またはURLから接続されるロゴフォーム上にご記入の上、送信してください。



<https://logoform.jp/form/p6et/1250777>

2. メール

市ホームページから〔奈良市寺山霊苑納骨堂使用許可申請書〕をダウンロードし、必要事項をご記入のうえファイルを添付して下記メールアドレス宛に送信してください。

申請先メールアドレス：saienkanri@city.nara.lg.jp

3. 郵 送

市ホームページから〔奈良市寺山霊苑納骨堂使用許可申請書〕（PDF 又は Word ファイル）を印刷し、必要事項をご記入のうえ、下記宛先までご郵送ください。

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 斎苑管理課 宛

4. 窓 口

斎苑管理課に直接お越し下さい。

（奈良市役所中央棟3階；受付時間 月～金（祝日は除く）9時～12時・13時～17時）
出張所・行政センターでは受け付けておりません。

申請の受領確認は以下の通りです。

オンライン・・・自動送信される「完了通知」

メール・・・返信メールを送ります

郵送・・・ご記入いただいた電話番号またはメールアドレスへ連絡

使用許可申請の流れ

1. 使用許可申請 (本申請)

- ・骨壺一体につき申請書 1 枚必要です。
- ・生前予約の場合は、本人が申請者になります。
- ・申請者の顔写真付きの公的書類（マイナンバーカード、運転免許証など）が必要です。



2. 申請書の確認

- ・申請書類を確認・審査のうえ、不備及び不明な点があれば、ご連絡させていただきます。



3. 通知書等の発送・案内

- ① オンライン申請の場合
使用料のお支払いについてご案内いたします。
- ② オンライン申請以外の場合
使用料の「納入通知書」を郵送いたします。



4. 使用料納付

- ① オンライン申請の場合
クレジットカードまたは PayPay で使用料をお支払いください。どちらもご利用いただけない場合は、斎苑管理課までご連絡ください。納入通知書をお送りしますので、指定の金融機関窓口にてお支払いをお願いいたします。
- ② オンライン申請以外の場合
指定の金融機関窓口にてお支払いください。



5. 使用許可証の交付

- ・使用料の納付を確認後、「使用許可証」を交付します。
- ・指定期日までの納付が確認できなかった場合は、使用を許可できません。

※手続きの見方

申請者が行う手続き

市が行う手続き

納骨（納骨堂への収蔵）について

必要なもの

- ① 遺骨
- ② 使用許可証（市から交付された使用許可証をご持参ください）
- ③ 収蔵届
- ④ 死体火葬許可証^{※1}または改葬許可書^{※2}

※1 初めての納骨の場合は火葬場で受領する死体火葬許可証が必要です。

紛失された場合は、死亡届を提出した市町村にお問い合わせください。

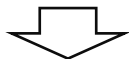
※2 他の墓地等から焼骨を移される(改葬する)場合は、改葬許可書が必要です。

発行に関しては、現在焼骨がある墓地等が所在する市町村にお問い合わせください。

（奈良市の場合、死体火葬許可証び改葬許可書の手続きは斎苑管理課となります）

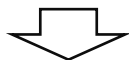
1. 納骨の予約

- ・ご希望の日時を電話でご予約ください。
（他の使用者の予約と重複した場合、希望日時に予約をお受けできない場合があります。）



2. 収蔵届等の提出

- ・予約日が決まれば「収蔵届」、「死体火葬許可証」または「改葬許可書」を斎苑管理課にご提出ください。



3. 納骨

- ・遺骨のほか、「使用許可証」を持参し、予約日時に寺山霊苑管理棟に直接お越しください。
市の担当者がお預かりした遺骨を骨壺に入替させていただきます。
予約時間を変更するときは、速やかにご連絡ください。

使用上の注意

- ・使用許可証に記載された納骨予定者以外の焼骨を納骨することはできません。
- ・遺骨を収蔵する位置を指定することはできません。
- ・遺骨を収蔵するための容器を指定することはできません。
- ・新しい骨壺への入れ替え作業は、寺山霊苑事務所職員が行います。
- ・一つの骨壺に2体以上の焼骨を入れることはできません。
- ・骨壺へは人の焼骨以外のものは入れることはできません。
- ・納骨堂建物内に立ち入ることはできません。
- ・納骨堂収蔵から15年経過した焼骨は返還できません。
- ・生前申請をされた方は、ご自身が死亡した後にその焼骨が納骨堂に収蔵されるよう、あらかじめ必要な措置を講じておいてください。
- ・市では合同慰霊祭などの宗教的な儀式や供養は行いません。
- ・納骨堂前の祭壇にてご参拝いただけますが、供物は持ち帰ってください。
- ・線香立は設置しておりませんので、線香、ろうそく等は置かないでください。
- ・祭壇の独占使用はできません。他の参拝者と譲り合ってご参拝ください。
- ・使用料は、収蔵前や使用を取りやめた場合であっても還付いたしません。

使用許可の取り消し

次のいずれかに該当するときは、既納使用者の使用許可を取り消されます。

- ① 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき
- ② 納骨堂を使用する権利を譲渡し、又は転貸したとき
- ③ 使用許可に付された内容及び「奈良市寺山霊苑納骨堂利用の手引き」に記載された内容に違反したとき
- ④ 法令または奈良市納骨堂条例もしくはこれに基づく規則に違反したとき

お問い合わせ先

奈良市 市民部 斎苑管理課

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1-1

Tel:0742-34-3502 Fax:0742-34-4732

E-mail:saienkanri@city.nara.lg.jp

寺山霊苑納骨堂 納骨堂の申請についてよくあるご質問

1 手続きについて

Q：使用申請の手続きは、どこでできますか。

A：以下の方法で手続きいただけます。

斎苑管理課ホームページ「LOGO フォーム」からオンライン申請

メールでの申請

郵送による申請書の送付

直接、斎苑管理課窓口にて受付

ご都合に合わせて、最も便利な方法をお選びいただけます。

Q：納骨堂の使用申し込みは先着順ですか。

A：使用申し込みは先着順にて受け付けています。当施設は、最大で 20,000 体のご遺骨をお納めできる設計となっており、申込数が上限に達した時点で受付を終了いたします。ご利用を希望される方は、お早めにご検討いただくことをおすすめいたします。

Q：私は奈良市に住んでいますが、市外在住者だった父母の遺骨を納骨することはできますか。

A：当施設は全国どこにお住まいの方でも申請可能です。なお、申請者が奈良市内にお住まいの場合は、納めるご遺骨が市外の方であっても「市内扱い」となり、使用料も市内料金が適用されます。

Q：奈良市のふるさと納税の返礼品として納骨堂使用权が提供されていると聞きました。どういう人が対象になるのですか。

A：奈良市では、寺山霊苑納骨堂の使用权を「ふるさと納税」の返礼品として提供しています。この制度をご利用いただけるのは、市外にお住まいの方に限られます。寄附額は、ご遺骨の方のご住所（死亡時点）により異なります。

死亡時に市内在住者のご遺骨を納める場合：寄附額 270,000 円／1 件

死亡時に市外在住者のご遺骨を納める場合：寄附額 500,000 円／1 件

納骨堂使用料や骨壺代金は全て寄附額に含まれており、年間の管理料等は発生しません。ご希望の方は、事前に奈良市斎苑管理課までお問い合わせください。

2 費用について

Q：納骨堂使用料には、どのような費用が含まれていますか。

A：納骨堂使用料には、ご遺骨を無期限でお預かりする費用と、納骨の際に使用する 2.3 寸の骨壺の費用が含まれています。年会費等追加費用は不要です。

Q：生前申請をしましたが、将来物価が高騰した際に、物価上昇に合わせた使用料の差額の支払いが必要になることはありますか。

A：生前申請・通常申請とも、将来の物価変動などで納骨堂使用料の追加の費用が発生することはありません。

せん。

Q：生前申請時には奈良市に住んでいましたが、その後市外へ転居しました。納骨堂使用料について追加費用はかかりますか。

A：申請時点で奈良市にお住まいであった場合は、市内区分として扱います。転居後であっても、納骨堂使用料の追加徴収はございません。

Q：納骨前に一度納骨堂使用料を支払いましたが、その後に追加の費用が発生することはありますか。

A：納骨堂使用料は一度のお支払いで完了となります。以後、追加の費用が発生することはありません。

Q：納骨堂の使用料以外に、年会費などはかかりますか？

A：お支払いいただく金額は使用料のみで、年会費などの追加費用はありません。

Q：納骨堂の使用を取りやめた場合、支払った納骨堂使用料は返金されますか。

A：既にお支払いいただいた納骨堂使用料のご返金はいたしません。ご理解いただけますようお願いいたします。

3 納骨について

Q：遺骨はいつまで預かってもらえますか。

A：ご遺骨は、無期限に（永代にわたり）お預かりいたします。

Q：納骨堂に納骨する際、必要な書類は何ですか。

A：以下の書類が必要となります。

①初めて納骨される場合：火葬を行ったことを証明する「火葬許可証」が必要です。火葬した際に火葬場から発行されています。

②すでにお墓に納められているご遺骨を移す場合：現在ご遺骨が納められている墓地のある自治体が発行する「改葬許可証」が必要です。

Q：骨壺に入りきらなかった遺骨は、どのように扱われますか。

A：ご希望があれば、こちらで処分いたします。

Q：納骨の際に使用する骨壺の大きさは決まっていますか。

A：骨壺のサイズは2.3寸のものをご使用いただきます。骨壺は市がご用意いたします。なお、骨壺の費用は納骨堂の使用料に含まれておりますので、別途ご負担いただく必要はございません。

Q：納骨の際、市で宗教者を呼んでもらえますか。

A：市では宗教者の手配は行っておりません。また、宗教的な儀式等も実施しておりません。宗教的なご希望がある場合は、ご自身でご準備いただきますようお願いいたします。ご理解とご協力のほど、よろし

くお願い申し上げます。

Q：すでに亡くなった人の遺骨と、将来のために生前申請した人の遺骨を納骨堂内で並べて保管してもらうことはできますか。

A：可能です。全ての方を同時にお申し込みいただければ、並べて納骨いたします。

Q：私が生前予約をしていたのですが、私の代わりに兄弟の遺骨を納骨してもいいですか。

A：生前申請・通常申請を問わず、申請いただいた方以外のご遺骨を納骨することはできません。

Q：納骨後、遺骨を取り出すことは可能ですか。

A：ご遺族からの申し出があった場合は、納骨後 15 年間のご遺骨の返還が可能です。

Q：骨壺に遺骨以外のものを入れてもいいですか。

A：骨壺にはご遺骨のみをお納めいただいております。大切な方のご供養の場として、皆さまに安心してご利用いただけるよう、統一した形でお預かりしております。

Q：ペットの遺骨を納骨することはできますか。

A：納骨堂では人のご遺骨のみをお預かりしております。大切なご家族であるペットへの想いも深く理解しておりますが、施設の性質上、人のご遺骨に限らせていただいております。

Q：夫婦で一つの骨壺に納めて納骨することはできますか。

A：骨壺にはお一人分のご遺骨のみをお納めいただいております。ご夫婦の場合、別々の骨壺でお預かりいたします。

Q：土葬されていた遺骨を納骨堂に納骨できますか。

A：土葬されたご遺骨につきましても、納骨していただけます。ただし、その場合は納骨前に改めて火葬を行っていただく必要があります。

Q：土葬で遺骨が残っていない場合でも、骨壺だけを納めることはできますか。

A：ご遺骨のない骨壺のみでの納骨はご遠慮いただいております。皆さまに安心してご利用いただけるよう、一定の基準を設けております。ご理解とご協力をお願い申し上げます。

Q：宗教や宗派によって、申込みが制限されることはありますか。

A：宗教・宗派を問わず、どなたでもお申込みいただけます。当施設は、多くの方々のご遺骨をお預かりする公共性の高い場であるため、特定の宗教・宗派による制限は設けておりません。ただし、全ての方が心穏やかにご参拝いただけるよう、他の利用者へのご配慮をお願い申し上げます。

Q：自分で宗教者を呼んで供養を行うことはできますか。

A：ご自身で宗教者をお招きいただき、ご供養いただくことは可能です。ただし、他の参拝者の方々へのご配慮をお願いしております。マナーを守り、常識の範囲内で静かにご供養いただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

Q：現在、大きな骨壺に遺骨が入っています。納骨堂用の骨壺へ移し替えるにはどうすればよいですか。

A：ご希望にあれば、納骨堂の職員が責任を持って移し替えを行います。ご遺骨の取り扱いには細心の注意を払い、丁寧に対応させていただきます。また、ご希望があれば事前に骨壺をお渡しいたしますので、ご家族で移し替えていただくことも可能です。

4 納骨堂施設について

Q：多くの方のご遺骨が納められる施設と聞きましたが、他の方のご遺骨と混ざってしまうことはありませんか。

A：当施設では、全てのご遺骨を個別の骨壺に納めたうえで、大切にお預かりしております。他の方のご遺骨と混ざることはいません。

Q：納骨堂の中に入ってお参りできますか。

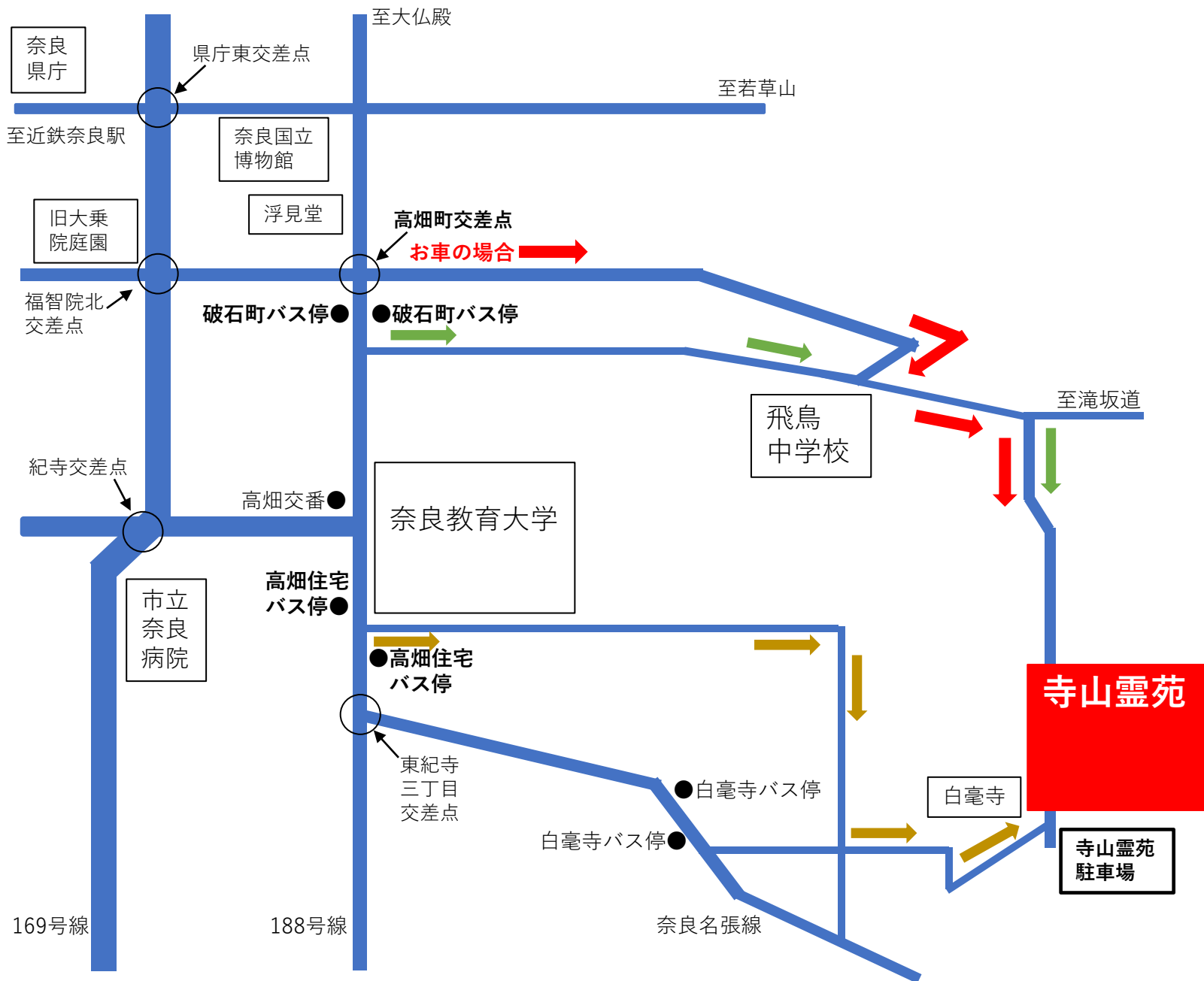
A：納骨堂の中にはお入りいただけませんが、外からご参拝いただけます。外には祭壇をご用意していますので、そちらでゆっくりと手を合わせていただけます。

Q：納骨堂の内部を見学することはできますか。

A：内部のご見学はご遠慮いただいております。現在改修工事を進めています。工事完了後にはホームページ等で内部の様子をご紹介します予定です。ぜひそちらをご覧ください。

Q：近くに公共交通機関はありますか。

A：公共交通機関としては奈良交通バスをご利用いただけます。最寄りのバス停は、奈良交通「破石町」バス停（徒歩約 23 分）または「高畑住宅」バス停（徒歩約 15 分）です。少し歩いていただく距離ではありますが、四季折々の自然に囲まれた静かな環境の中、ゆっくりと心を整えながらご来苑いただけます。



【寺山霊苑納骨堂案内図】

1 お車で行かれる場合（お車の場合 →）

- ・高畑町交差点を東へ入ってください
- ・飛鳥中学校前を東へ進んでください
- ・約200m進み南へ進んでください
- ・道なりに約600m進んでください

2 公共交通機関（バス）を利用される場合

- ・市内循環バスほか
 - 破石町バス停から徒歩約28分（約1.8km）
（破石町バス停から → ）
 - 高畑住宅バス停から徒歩約19分（約1.2km）
（高畑住宅バス停から → ）
- ※白毫寺バス停は便数が大変少ないです

別記

第1号様式（第2条関係）

使用許可申請書

年 月 日			
(宛先) 奈良市長			
〒			
申請者 住 所			
(フリガナ) 氏 名			
連絡先			
次のとおり寺山霊苑納骨堂を使用したいので申請します。			
死 亡 者 (生前予約の場 合は申請者)	フリガナ 氏 名	申請者 との続柄	区分
			生前 ・ 焼骨 ・ 改葬
添 付 書 類	・ 住民票の写し ・ 戸籍の謄本又は抄本 ・ その他 ()		
備 考			

(※) 当該申請に係る事務の遂行に必要な範囲で、住民票及び戸籍に係る情報の閲覧・確認を行うことについて同意します。(上記添付書類の提出は不要です。)

_____ (申請者は、以下の欄には記入しないでください。) _____

(注) 余白に事務処理欄を記載する。

別記

第1号様式（第2条関係）

使用許可申請書

令和×年××月××日

(宛先) 奈良市長

〒630-8012

申請者住所 奈良市二条大路南一丁目1-1

(フリガナ) ナラ イチロウ
氏名 奈良 太郎

連絡先 090-××××-××××

次のとおり寺山霊苑納骨堂を使用したいので申請します。

死亡者 (生前予約の場合は申請者)	フリガナ 氏名	申請者 との続柄	区分
	ナラ イチロウ	父	生前 ・ 焼骨 ・
	奈良 一郎		改葬
添付書類	・住民票の写し ・戸籍の謄本又は抄本 ・その他 ()		
備考			

区分について
生前…生前申請の方
焼骨…通常申請で初めての納骨する方
改葬…通常申請で他の墓地等から焼骨を移す方

(※) 当該申請に係る事務の遂行に必要な範囲で、住民票及び戸籍に係る情報の閲覧・確認を行うことについて同意します。(上記添付書類の提出は不要です。)

(申請者は、以下の欄には記入しないでください。)

(注) 余白に事務処理欄を記載する。

この申請書の提出により、上記の添付書類の提出に替えて、当該申請の事務に必要な範囲で住民票及び戸籍に係る情報の閲覧・確認を行うことに同意されたものとみなします。これらの情報の閲覧・確認を行うことについて同意されない方は、斎苑管理課までご連絡ください。